

4. 通所型サービス（独自/定率）サービスコード表

【通所サービスA（区独自基準通所型サービスA）】

基本部分		
------	--	--

イ 通所型サービスA費	週1回程度 事業対象者、要支援1・2 (1月につき 1,310単位)
	週2回程度 要支援2（要支援1、事業対象者※） (1月につき 2,620単位)

ロ 生活機能向上 連携加算	(1) 生活機能向上連携加算1	(1月につき 200単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算2	運動器機能向上加算を算定している場合 (1月につき 100単位を加算)

ハ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)
-------------	------------------

ニ 栄養改善加算	(1月につき 150単位を加算)
----------	------------------

ホ 栄養スクリーニング加算	(1回につき 5単位を加算) ※6月に1回を限度
---------------	--------------------------

ヘ 口腔機能向上加算	(1月につき 150単位を加算)
------------	------------------

ト 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)
-----------	------------------

チ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（I）イ	週1回程度 (1月につき 72単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 144単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算（I）ロ	週1回程度 (1月につき 48単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 96単位を加算)

リ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算相当（I）	週1回程度 (1月につき 103単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 184単位を加算)
	(2) 介護職員処遇改善加算相当（II）	週1回程度 (1月につき 78単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 134単位を加算)

リ 介護職員等特定 処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算相当（I）	週1回程度 (1月につき 21単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 37単位を加算)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算相当（II）	週1回程度 (1月につき 17単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 31単位を加算)

----- サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算相当、介護職員等特定処遇改善加算相当は、支給限度基準額の対象外の算定項目